

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人杉野学園（以下「この法人」という。）の寄付行為第39条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金をいう。
この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金

(報酬等の算出方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表第2に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表第3及び第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする）
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための

業務にあたった都度、支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、この法人が依頼した職務の執行に要する旅費は、実費相当額を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数か
日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(職員の身分を有する場合の報酬)

第9条 役員のうち職員の身分を有する常勤の理事については、第3条に関わらず報酬は支給しないことを基本とする。

- 2 前項の理事のうち理事長の職務にある場合は、報酬額を調整し減額することができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(附則)

- 1 この規程は、令和2年2月12日に制定し、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人杉野学園役員等の報酬に関する規程及び学校法人杉野学園役員退任慰労金支給規程は廃止する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,200,000 円

別表第2 (常勤役員の退職慰労金算定)

役職名	退職慰労金の額
理事長	在任月数×20,000 円
理事	在任月数×15,000 円

別表第3 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	1回 20,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	1回 20,000 円

(2) 監事

	報酬の額
理事会等会議への出席	1回 20,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	1回 20,000 円

別表第4 (非常勤役員の退職慰労金算定)

	退職慰労金の額
非常勤理事	在任月数×10,000 円
非常勤監事	在任月数×10,000 円